声をあげよう! 仲間を広げよう! 人間らしく働く権利の確立をめざして!

# パート・非常勤部会ニュース



大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2009・6・22

## 派遣・請負センターと合同学習会を開催(「安心して働けるルール確立を!」)

6月17日(火)の夜、派遣・請負センターとの合同学習会を行 い、全体で65名、パート・非常勤部会からは13名が参加をし ました。学習会は、「偽装請負問答集批判と派遣法改正共闘の行 方」について村田浩治弁護士から、また「有期契約規制の構築 と非正規雇用運動の課題」について河村学弁護士から講演を受 け、その後、会場からの質問や交流を行いました。

#### ☆ 村田弁護士の講演

### (「偽装請負問答集批判と派遣法改正共闘の行方」)より

- ・派遣は3年とよく言われるが、普通の派遣は原則1年で、1年を超えたら違法になる。派遣期間を3 年に延ばすことは過半数代表の意見聴取をして初めて可能になる。
- ・厚生労働省は3月31日に「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37 号告示)に関する疑義問答集を出した。しかし、偽装請負を摘発する方向ではなく、例えば、「発注者 の労働者と請負労働者が混在していてもそれだけでは偽装請負にならず、独立してやっているかどう かが問題になる」というふうに、企業に対して「こうすれば偽装請負にならない」というヒントを与 えるものになっている。
- ・本年2月から開始された野党三党協議を経て、民主党は新たに「①専門業務(政令で定める)を除き、 製造業派遣を禁止②一般労働者派遣事業について、26専門業務以外は常用雇用のみとする」を法案に 加えている。民主党案の評価できる点は、みなし規定(直接雇用の申込義務を怠れば、法律により強制 的に直接雇用契約があったものとみなす)を入れたこと。しかし、製造業専門業務にリフトの運転手な ども入っていて専門業務が不透明。26業務にテレアポなど専門業務と言えないような業務も…。民主 党案は派遣の例外があいまいではっきりしないのでダメ。業務の基幹部分は派遣であってはならない。
- ・派遣法を選挙の争点にして闘うことが大切。仮に政権が代わっても運動の盛り上がりがなければ派遣 法の抜本的改正にはならない。

## ☆ 河村弁護士の講演(「有期契約規制の構築と非正規雇用運動の課題」)より

- ・有期雇用の問題を解決しなければ、非正規の問題は解決しない。
- ・非正規の法的指標→①間接雇用、②有期雇用、③短時間労働者、この3つのいずれかに当てはまる者。
- ・有期雇用問題の核心→①有期雇用及び更新を自由として、脱法的態様のみ規制をするという現在のあ の方を改め、有期労働契約そのものを規制(合理的理由がある場合にのみ限定し、その上限を規制)す ることが必要。②非正規問題の根本的解決のためには均等待遇規制を広げることが必要。
- ・政府は、昨年7月有期契約についてのガイドラインを策定し、今年2月に「今後の有期労働契約のあ り方に関する研究会」を開催、来年夏ごろに取りまとめの予定。
- ・労働組合は法律の獲得をめざすべきであり、政治的な闘いが必要。

#### Bフレッツの販売業務 (通信労組)

昨年11月に1人雇い止めにあい、組合を公然化して雇い止め 撤回を闘った。結果、1ケ月更新を3ケ月更新に延ばした。3ケ 月で40件のノルマがあり、40件を超えなければ雇い止めになる。 会社は「個別で納得して雇用契約をしているのだから、40本に ついて、組合と協議して決める内容ではない」と言っている。6 月末の契約更新は厳しく、半数近くが雇い止めになるのではない! か。雇い止めをされ裁判を闘う場合、どのように考えたらよいか。 ○ 弁護士 →ノルマを高くして達成させている。労働者が雇い 止めにとらわれすぎているのではないか。通常に働いて業績を上 げていて、合理的期待があれば契約更新は行われるべき。パート! 労働法に説明義務が入ったので、有期雇用について説明を求め、 ずっとある仕事に対して、有期契約の合理性を争うことを始め る必要がある。 ○ 弁護士 → 「個別契約で団交事項では ない」という会社の対応ついて、不当労働行為ではないか。 労働委員会に申し立て、労働委員会を活用すればどうか。

#### 旧建設省の職場

職場は、定員削減が行われ、委託化 が進行している。運転業務では指名 競争入札から一般競争入札になり、 金額のみの競争になっている。

結果、61%の落札率に。委託労働者 は 10 万円程度賃下げになり、又、 60 歳以上が 50%近くを占め、年金 と併給でなければ生活できない賃 金水準になっている。委託業務は偽 装請負との指摘を受けている。当局 が出した文章では、道路パトロール で、落下物を発見しても「停車の指 示は派遣法違反に当たる」としてい る。現状、法律が守れない職場にな (全建労) っている。

> が 外 わ

してい 体が した。

ます。 定管理

団

指

者になり

大阪市

カコ

らも管理

職

職

この

職場は、

大阪市の

指定管理者制度導入で、

市

る労働者。

約

解

除する」

と派遣先の管

理

大阪市公労に

相

談に来られた大阪

市

関

派 職

낈

外 派 向

の業務、

務や雑用

などの他業務をして

いる割合

調

 $\mathcal{O}$ 出 郭 れ しい

遣業務が専門

職

 $\mathcal{O}$ 

十六業務に該当することから、

専 相

大阪市公労は直ちに

弁

護

士

談

# 学習交流会を開催(生協労連)



6月13日(土)、生協労連パート部会は学習交流会 を行い、富山、石川、奈良、和歌山、京都、滋賀、 兵庫、大阪から50名が参加をし、物流、店舗、 本部、支所という4職場に分かれて、交流を行い ました。初めて参加した若い配送パートの女性は 「朝8時45分から夜の8時頃まで仕事をしている が、当たり前と思っていた。みんな『つらい』 『つらい』だけで、おかしいという感覚は なかった。今日参加して初めて権利を知った」

と話していました。

継 団体交渉を行うまでもなく、 一十六業務以 することになりました。 なす可 能 性 外 が あり、 派 遣 (専門業務以外の業務 団体交渉の準 (「にゅーす 派遣先の大阪市関係 備 を行 市公労」 が 1 ま 職員 した。 割 以  $\mathcal{O}$ 約 か 場

# 今後の日程

7月1日(水) 堺労連パート・非常勤部会交流集会

7月11日(土) パート・アルバイト110番

7月21日(火) 西淀医療労組「何でもしゃべろう会」